

処 分 基 準

令和元年 12 月 14 日作成

法 令 名 :	遺失物法施行規則
根 拠 条 項 :	第 30 条第 1 項
処 分 の 概 要 :	特例施設占有者の指定の取消し
原権者 (委任先) :	長野県公安委員会
法 令 の 定 め :	遺失物法第 17 条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第 5 条第 5 号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第 30 条第 1 項 (指定の取消し)
処 分 基 準 :	<p>遺失物法施行令第 5 条第 5 号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ (1) から (4) までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等を行おうとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第 5 条第 5 号ロ (1) から (3) までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部警務部会計課監査室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :	